

第11章 林 野 庁

第1節 森林の整備の推進

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備等の施策を総合的かつ体系的に推進することとしている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する事業である。

(ア) 森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網

整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を実施する事業である。

(イ) 環境林整備事業

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林や松くい虫被害を防止するための樹種転換等を実施する事業である。

(ウ) 林業専用道整備事業

主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業専用道の整備を実施する事業である。

イ 美しい森林づくり基盤整備交付金

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村に直接交付する法定交付金により、間伐等の促進を図る事業である。

表 1 平成24年度森林整備事業予算

事 項	事 業 費	国 費
森林整備事業費	99,437,733	31,350,000
森林整備事業調査費等	95,000	95,000
森林環境保全整備事業費補助	98,304,733	30,045,000
森林環境保全直接支援事業費補助	95,733,500	28,846,000
林業専用道整備事業費補助	1,546,614	752,000
環境林整備事業費補助	1,024,619	447,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	—	691,000
美しい森林づくり基盤整備交付金	1,038,000	519,000
合 計	99,437,733	31,350,000

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した

林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成24年度末現在の復旧進捗は、22年災は100%完了、23年災は97%、24年災は89%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表2 平成24年度林道施設年災別災害復旧事業内訳
(単位：千円)

区 分	全体国費 (改国費)A	平成24年度 国費	平成24年度まで 国費累計B	(B/A)
22年災	5,797,174	122,000	5,797,174	100%
23年災	22,602,165	6,052,000	22,026,318	97%
24年災	8,316,697	7,403,105	7,403,105	89%

なお、平成24年災の被害額は143億2,966万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 平成24年災内訳
(単位：千円)

主な災害名	箇所数	被害額
地すべり災	19	968,105
豪 雨 災	1,159	2,424,115
梅 雨 災	4,193	7,175,805
その他災害	14	192,135
台 風 災	2,056	3,569,500
合 計	7,441	14,329,660

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。

4 間 伐 対 策

平成19年2月から官民一体となって展開している「美しい森林づくり推進国民運動」の目標である6年間で330万haの間伐実施及び、森林・林業再生プランの目標である平成32年の木材自給率50%以上の達成に向け、

- ① 森林環境保全直接支援事業により、森林施業の集約化、計画に基づく持続的な森林施業及び施業と一体となった森林作業道の整備を支援
- ② 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、地域の提案を活かした市町村の自主的な事業展開による間伐等を推進
- ③ より一層効率的な間伐の実施を図るため、丈夫で簡易な道づくりを主体とする路網整備や高性能林業機械の導入等を推進

④ 間伐に関する普及啓発や未利用間伐材の用途開拓等の実施

⑤ 間伐に関する普及啓発や利用困難な間伐材の用途開拓等の実施

など、間伐の推進及び間伐材の利用促進を総合的に展開した。

5 水源林造成事業等

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行により、平成20年4月1日をもって独立行政法人緑資源機構（以下「旧機構」という。）は解散し、旧機構が実施していた業務の一部は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）に承継された。

ア 水源林造成事業

研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源涵養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、

平成24年度においては、新植2,031ha、下刈15,208ha、除伐21,416haを実施したほか、既植栽地において複層林421haを整備した。新植累計面積（平成24年度末）は約46万haである。

イ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じて公益的機能の維持増進を図るため、水源林造成と一体に森林及び農用地の整備を行う。

平成23年度においては、3区域において水源林造成及び農林道の開設を行った。

表4 平成24年度水源林造成事業等予算

	(百万円)
国 費	27,424
国庫補助金	16,324
政府補給金	12
政府出資金	10,779
交 付 金	309
財投借入金	6,600

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森林計画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の生育期間は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法の制定によって設けられ、以降数次の改正を経ている。

現在は、人工林を中心として森林資源が成熟し、量的に充実しつつあるが、林業採算性の低下等から必要な施策が行われず、無秩序な伐採や造林未済地の発生とともに、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害などにより、森林の機能が低下する恐れが高まっている。このような状況から、平成23年4月の森林法の一部改正において、森林経営計画制度を創設する等の見直しが行われた。

現行の森林計画制度体系は、①農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について森林の整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有

林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が自発的意思に基づき5年を1期とする森林の施業及び保護に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林経営計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 目的

国の長期にわたる統一的な森林に関する政策の考え方及び森林施業上の指針を明らかにするものである。

イ 策定主体

農林水産大臣

ウ 計画期間

5年ごとにたてる15年計画（現行の計画は、平成21年4月1日から平成36年3月31日までを計画期間として平成20年10月21日に策定され、平成23年7月26日に変更された）

エ 計画対象森林

森林法第2条に規定する全国の森林

オ 計画事項

- ・森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
- ・造林に関する事項
- ・間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項
- ・林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- ・森林施業の合理化に関する事項
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の土地の保全に関する事項
- ・保安施設に関する事項
- ・その他必要な事項

カ 森林の整備及び保全の目標と計画量

表5 森林の整備及び保全の目標

区分	現況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)
育成単層林面積（千ha）	10,312	10,163
育成複層林面積（千ha）	955	1,625
天然生林面積（千ha）	13,830	13,309
森林蓄積（m ³ /ha）	177	208

表6 伐採立木材積

(単位：百万m³)

区分	総数	主伐	間伐
計画量	690	293	397

表7 造林面積

(単位：千ha)

区分	人工造林	天然更新
計画量	856	872

表8 林道開設量

(単位：千km)

区分	林道開設量
計画量	91.0

表9 保安林面積

(単位：千ha)

総数	水源 ^{かん} 涵養のた めの保安林	災害防備のた めの保安林	保健、風致の 保存等のため の保安林
12,812	9,674	3,072	856

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表10 治山事業施行地区数

(単位：百地区)

区分	治山事業施行地区数
計画量	311

(2) 地域森林計画等

① 地域森林計画

ア 目的

全国森林計画に即し、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となる。

イ 策定主体

都道府県知事

ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

エ 計画対象森林

森林計画区内の民有林

オ 計画事項

- ・その対象とする森林の区域
- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目

標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- ・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- ・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

② 国有林の地域別の森林計画

ア 目的

全国森林計画に即し、森林計画区別にその管理経営する国有林の森林の整備及び保全の方向、伐採、造林の目標等を明らかにする。

イ 策定主体

森林管理局長

ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

エ 計画対象森林

森林計画区内の国有林

オ 計画事項

- ・その対象とする森林の区域
- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- ・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に

関する事項

- ・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・森林施業の合理化に関する事項

(3) 市町村森林整備計画

ア 目的

市町村の森林現況等を踏まえ、地域住民や森林所有者等に対して、市町村の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業、森林の保護等の規範を示すことにより、地域の適切な森林整備を推進する。

イ 策定主体

市町村の長

ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

エ 計画対象森林

市町村内の地域森林計画の対象となっている民有林

オ 計画事項

- ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- ・森林施業の共同化の促進に関する事項
- ・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ・森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- ・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- ・その他森林の整備のために必要な事項

2 森林整備地域活動支援交付金制度

森林の多面的機能の確保を図りつつ、利用期を迎えた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立等を通じて林業の再生を図るためには、施業の集約化により小規模分散の森林の所有構造を改革し、路網整備と高性能林業機械の活用により、間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠である。

一方、施業の集約化は、多数にわたる森林所有者の同意の取り付けや境界の確認など、多くの手間と時間を要し、事業実行に至るまでのコストが掛かり増しになることから、林業事業者においても積極的に踏み込んでいけない状況である。

このため、施業集約化のための諸活動に対して一定の支援を行うことで、我が国の林業構造の改革を後押しし、自立的な林業経営の実現を目指す。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

ア 森林経営計画作成促進

新たに森林経営計画を作成する場合に必要な施業履歴の調査や簡易なプロット調査、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等の活動に対して交付金を交付する。

イ 施業集約化の促進

森林経営計画等に基づき実施する集約化施業に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等の活動に対して交付金を交付する。

ウ 作業路網の改良活動

森林経営計画に基づき、既存の作業路網を丈夫で簡易なものに転換していくため、排水不良、路肩の崩壊などの発生状況をチェックし、その原因を洗い出し、作業道の破壊の原因を取り除きつつ、弱点となる箇所を補強する取組等の活動に対して交付金を交付する。

エ その他、実施結果の審査・確認等に要する経費を地方公共団体へ助成する。

予算額 2,530,000千円
(前年度 5,850,000千円)

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 森林整備保全事業計画

全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するため、森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画（計画

期間：平成21年～25年度）に基づき計画的に事業を実施している。治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災防止機能等が確保された集落の数を、5万2千集落から5万6千集落に増加させることとしている。

同目標についての最新の実績値（平成23年度）は、約5万4千集落となっている。

イ 事業実施の概要

平成24年度の民有林治山事業は、当初で事業費617億2,673万円（前年当初比93.9%）国費366億4,700万円（前年当初比94.5%）（表11）、補正で事業費664億4,519万円、国費350億円をもって実施した。

表11 平成24年度民有林治山事業予算

（単位：千円）

事 項	事業費	国 費
治山事業費	128,171,917	71,647,000
治山事業費	19,464,092	15,215,000
治山事業調査費	65,000	65,000
治山事業費補助	108,632,857	54,225,032
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	3,280,001	1,804,000
山地治山事業費補助	82,266,217	41,818,032
復旧治山	59,266,217	30,062,032
地すべり防止	15,528,000	7,764,000
防災林造成	7,472,000	3,992,000
水源地域等保安林整備事業費補助	23,086,639	10,063,000
水源地域整備	15,219,639	7,651,000
保安林整備	7,867,000	2,952,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	2,132,000
治山事業調査諸費	9,968	9,968
職員旅費	3,427	3,427
庁費	6,541	6,541
合 計	128,171,917	71,647,000

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

a 直轄治山

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施する事業である。平成24年度は、新規2地区、継続16地区で実施した。

b 直轄地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、工事の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合

に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止をする対策工事を実施する事業である。平成24年度は、継続11地区において実施した。

c 調査事業

山地保全調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(イ) 補助事業

a 治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成24年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、平成21年災に係る山口・防府地区（山口県）、平成22年災に係る西部・北部地区（広島県）の継続2地区、また、平成23年災に係る中越地区（新潟県）、熊野・紀南地区（三重県）、東牟婁地区（和歌山県）の新規3地区において実施した。

b 山地治山総合対策

山地災害を防止するため、渓流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

また、保安林の機能を維持強化するための森林の整備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を実施した。

c 水源地域等保安林整備

水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備や水源涵養等の機能が低下した保安林における森林の整備を実施した。

d 地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水排除等を行う地すべり防止工事を実施した。

(ウ) 災害復旧等事業

治山事業によって設置された林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の公共土木施設が異常な天然現象により災害を受けた場合、これらの施設の災害復旧事業を実施している。

また、林地の被害箇所のうち、人家、公共施設等に係る緊急性が高い箇所については、災害関連緊急治山事業等により、荒廃した林地の早期回復と再度災害の防止に努めている。

表12 平成24年度災害復旧等事業予算

(単位：千円)

区 分	事業費	国 費
山林施設災害復旧事業費	2,237,603	1,535,000
山林施設災害関連事業費	3,870,339	2,889,000

(2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけでなく、水源の^{かん}涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成24年度末現在における保安林面積は、実面積で1,209万1千haと我が国の森林面積の48%、国土面積の32%を占めるに至っている。

今後とも、保安林としての指定を計画的に推進するとともに、保安林の機能の十分な保全を図るため、保安林の適切な管理を一層推進していくこととしている。

また、京都議定書に基づく我が国の森林吸収源として天然生林による吸収量を算入するためには、その森林に対して保安林をはじめとした法令等に基づく保

護・保全措置が講じられていることが条件となっていることから、保安林の適切な管理は、森林吸収源対策を推進する観点からも重要となっている。

このような中、平成24年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

平成21年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成24年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約7千haの指定を行うとともに、必要な施策が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約1万1千haについて解除を行った。

ウ 保安林の管理

保安林の適正な管理を推進するために、衛星画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変更等があった箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、損失補償金を交付した。

表13 保安林の種類別面積（平成25年3月31日現在）

(単位：千ha)

森林法 第25条 第1項	所有形態	国有林	民有林	総数	対全保安林 比 率(%)
	保安林種				
1号	水源かん養保安林	5,688	3,440	9,128	(75.5)
2号	土砂流出防備保安林	1,078	1,486	2,564	(20.7)
3号	土砂崩壊防備保安林	20	39	59	(0.5)
1～3号保安林小計		6,786	4,965	11,751	(96.7)
4号	飛砂防備保安林	4	12	16	
5号	防風保安林	23	34	57	
	水害防備保安林	0	0	1	
	潮害防備保安林	5	8	14	
	干害防備保安林	50	75	125	
	防雪保安林	0	0	0	
6号	防霧保安林	9	53	62	
	なだれ防止保安林	5	14	19	
7号	落石防止保安林	0	2	2	
	防火保安林	0	0	0	
8号	魚つき保安林	8	52	60	

9号	航行目標保安林	1	0	1	
10号	保健保安林	357	343	699	
11号	風致保安林	13	15	28	
4号以下保安林小計		475	610	1,085	(3.3)
合 計		7,261	5,575	12,836	
(実 面 積)		(6,906)	(5,185)	(12,091)	(100.0)
国土面積に対する比率		(18.3)	(13.7)	(32.0)	
全国森林面積に対する比率		(27.5)	(20.7)	(48.2)	
所有別森林面積に対する比率		(89.9)	(29.8)	-	

- 注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。
 2 合計欄の()は、重複面積を差し引いた実面積である。
 3 表中の比率は、実面積比である。
 4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。
 5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
 6 国土面積は平成24年10月1日現在、全国森林面積は平成19年3月31日現在のもの
 である。

4 種苗生産事業

健全で多様な森林の整備を計画的に推進するためには、優良種苗の安定供給の確保が重要である。このため、次の事業を実施した。

ア 優良種苗の供給促進

針葉樹種苗の生産技術の高度化を図り、抵抗性の強いマツ等優良種苗を生産する取組や、広葉樹の種苗生産・流通等の取組を実施した。

イ 種苗生産施設の体制整備

東日本大震災により被災した海岸林等森林を再生し、被災地の復興を進めるための優良種苗の安定供給体制の確立に必要な育苗機械や種苗生産施設等の整備に対し支援した。

ウ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林の所有者に対し、本来得られるであろう所得の損失の一部を補償した。

5 国民参加の森林づくりの推進

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成23年7月改定）では、多面的機能を有する森林の整備・保全は、林業関係者の努力のみならず、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが重要であるとの認識の下、企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携・強化、森林づくり活動のフィールドや技術等の提供、企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進することにより、多様な主体による森林づくり活動を促進することとしている。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成24年度においては、山口県山口市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下がお手植え・お手播きされた樹木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成24年度においては、静岡県伊豆市、袋井市で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき指定を受けた公益社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動に助成を行うことを目的に、毎年1～5月と9～10月に寄付金の募集を行うものであり、平成24年の募金額は、約25億円となった。

ウ 国民運動の展開

京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収量の目標を達成するとともに、森林における生物多様性の保全を図るためには、森林・林業関係者だけ

でなく、幅広い国民の理解と協力の下、間伐の遅れの解消や多様な森林づくりを進めることが重要である。

6年目を迎えた「美しい森林づくり推進国民運動」では、①平成19（2007）年度から平成24（2012）年度までの6年間に計330万haの間伐の実施、②100年先を見据え、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化等の多様な森林づくりの推進を目標として、民間主導により様々な取組が展開されている。

平成19（2007）年6月に経済団体・教育団体・環境団体・NPOなど47構成団体により設立された「美しい森林づくり全国推進会議」では、平成24（2012）年12月に『『グリーンエコノミー』シンポジウム』を開催するなど、本運動の参加・協力者の拡大に取り組んでいる。

また、本運動の一層の拡大・浸透を図るため、平成20（2008）年12月に森づくりや木材利用に取り組む個人・団体を「フォレスト・サポーターズ」として登録する制度が開始され、平成25（2013）年3月時点の登録数は約4万となっている。

エ 日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業

地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するため、国民参加の森林づくりへの理解の醸成を効果的・効率的に行うこととし、平成24年度は下記の事業に対し108百万円を計上した。（民間団体向け）

(ア) 森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法を活用した総合的普及啓発の推進。

(イ) 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じするための取組の促進。

6 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等被害対策関連事業

森林病虫害等被害対策関連事業については、「森林病虫害等防除法」（昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。）等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置

法」を5箇年間の時限法として制定して被害の終息に努めた。しかし、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長し、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」（以下「特措法」という。）とした。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになった。このため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万m³に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。この改正により「特措法」等に基づき、

- ① 「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期する
- ② その「周辺松林」については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息には至っておらず、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害状況の変動に応じて、防除措置を適時適切に実施できるようにしておく必要がある。このことから、「特措法」の期限切れに当たり、平成9年に「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行った。以降、「防除法」に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施している。

なお、平成17年11月、政府・与党で合意された三位一体改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲の考え方に基づき、平成18年度から、国庫補助による松くい虫防除は、緯度・高度等の要因により被害拡大の先端地域となっている区域等に限定しているところである。

また、特に近年、カシノナガクイムシが媒介する病原菌によって、ミズナラ等が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

さらに、野生鳥獣被害については、生息域の拡大等を背景として、林業への被害のみならず、森林の有する公益的機能への影響も懸念されていることから、関係省庁と連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な被害対策を進めることとしている。

ア 平成24年度予算の概要

平成24年度の森林病虫害等対策に係る予算については、8億7,627万円となっている。

表14 平成24年度森林病虫害等被害対策関連予算内

(単位：千円)

○森林病虫害等	661,840
<非公共>	
森林病虫害等防除事業	876,269
<公共>	
保全松林緊急保護整備	447,000の内数
森林災害等復旧林道整備	447,000の内数

○森林・林業・木材産業づくり交付金	
<非公共>	
森林資源の保護	623,377の内数

イ 平成24年度の事業概要

a 保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施した。また、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

さらに、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成等の支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d 森林被害防止技術の開発・普及等の推進

関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対する苗木の供給を推進した。

e 近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策として、被害木の駆除措置及び健全木の予防措置を一体的に実施した。また、その他の森林病虫害等による被害のまん延を防止するため、防除を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の発生が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全体制対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成24年度においては、森林・林業・木材産業づくり交付金（6億2,337万7千円の内数）により助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成20～24年の年平均でみると出火件数1,728件、焼損面積1,020ha、損害額約4億8千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成20～24年の年平均で、たき火によるものが全体の29.7%を占め最も多く、次いで火入れ13.8%、放火（疑い含む）10.7%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化等を行った。さらに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等の整備を実施した。

イ 森林保全体制対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大等に伴う林野火災や不法投棄等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保

するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等に関する開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和50年度以降平成5年頃までは、平均年間9,791haの開発が許可されたが、平成5年度以降は大幅な減少に転じ、平成24年度は1,781haが許可されている。

また、開発行為の目的別面積は、制度開始直後に大部分を占めた農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも平成5年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度において「道路の新設または改築」(1,239ha)が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団による開発について、平成17年10月1日の分割民営化に伴い許可を要するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。(表15)

7 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」などにおいて、流域内の取組

表15 林地開発許可制度の運用状況（年度別許可面積の推移）

区分 開発行為の目的	年度 昭和49 ～平成3	件 数 (件)																				計	
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24
工事・事業場用地の造成	1,857	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	65	86	84	75	72	61	43	46	70	3,568
住宅用地の造成	1,466	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	11	15	19	29	15	9	8	6	10	2,185
別荘地の造成	234	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	286
ゴルフ場の設置	1,300	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	3	1	1	2	0	1	1	0	1,766
レジャー施設の設置	826	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	5	11	8	6	7	5	4	4	1,212
農用地の造成	10,259	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	48	41	61	58	44	48	53	38	11,507
土石の採掘	7,459	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	115	119	108	111	82	94	85	79	10,896

道路の新設又は改築	97	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	34	6	15	18	11	21	19	10	256
その他	2,980	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	33	47	34	27	23	27	24	17	4,002
計	26,478	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	291	339	328	333	311	238	247	238	228	35,678

区分 年度	面積																							
	昭和49 ～平成2	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	
開発行為の目的																								
工事・事業場用地の造成	9,223	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	125	443	407	518	465	297	213	128	489	18,204	
住宅用地の造成	14,203	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	116	72	72	111	34	38	36	35	28	20,399	
別荘地の造成	1,394	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	-2	0	10	12	1	0	0	-1	1,798	
ゴルフ場の設置	57,009	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	8	-1	9	9	0	1	3	8	78,368	
レジャー施設の設置	5,308	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	32	59	23	-33	9	22	11	53	7,355	
農用地の造成	41,372	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	194	211	292	231	223	184	195	205	46,310	
土石の採掘	28,773	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	892	1,054	1,009	899	788	879	784	720	56,059	
道路の新設又は改築	320	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	1,239	47	249	87	146	170	215	133	2,691	
その他	10,601	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	87	253	181	186	102	84	87	146	15,338	
計	168,203	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,169	2,111	1,728	1,629	2,965	2,102	2,402	1,890	1,604	1,589	1,458	1,781	246,522	

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域に残置する森林は含まない。
 2 件数は、新規許可処分に係るものであって、面積は、当該年度の新規許可処分量に当該年度の変更許可処分による増減面積を加えたもの。
 3 「その他」の項には産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

に関する情報の収集・提供のほか、地域材の利用拡大等に関する取組を実施した。

(2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、全国の山村振興に取り組んでいる団体や市町村などの行政担当者等とのネットワークを構築し、山村再生総合対策事業等のフォローアップ、各地域の山村振興に関する事例の収集及び情報提供を行うことにより、山村地域での取組みの活性化を推進した。

また、特用林産物の生産・供給体制の確立と消費の拡大による山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の強化や消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の高度化に向けた取組等を推進した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

「国土の保全」「水源のかん養」「地球温暖化の防止」など森林の有する多面的機能や森林の整備と木

材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるため、植林、間伐、炭焼き、自然観察等の幅広い活動を通じて森林・林業について学習する森林環境教育の推進が重要である。

このため、木材の良さやその利用の意義を学ぶ木育や学校林を活用した体験活動等を通じた森林環境教育の取組を推進した。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じるができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。しかし、山村地域において過疎化・高齢化が進む中、これまで様々な資源の利用を通じて、地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきている。このため、放置された里山林が拡大し森林の持つ多面的機能の発揮が難しくなっており、里山林の再生は喫緊の課題となっている。

そこで、里山林の整備と里山林資源の積極的な活用を組み合わせ、自立・継続的な山村地域の活性化に資する取組を推進するため、実践的なマニュアルを作成し全国規模での里山林再生を支援した。

8 森林総合監理士（フォレスター）の育成

森林計画制度では、市町村森林整備計画を森林づくりのマスタープランと位置づけ、市町村が森林の取扱いルールや路網等を定めることとしている。また森林経営計画は、市町村が当該計画の認定業務を行うこととしており、これらの業務を担う市町村が果たす役割

は、今後より重要となる。

しかしながら、森林・林業に関する専門知識・技術を持った職員が配置されている市町村は極めて限られている。このため、森林・林業に関する専門知識・技術に一定の資質を有し、市町村森林整備計画の策定等市町村が行う行政事務を支援する森林総合監理士を育成するため、次のような事業を実施した。

(1) 日本型フォレスター育成調査・研修改良事業

森林総合監理士を育成するための現地実習を取り入れた研修等を実施した。

(2) 日本型フォレスター活動・育成支援事業

森林総合監理士を育成する研修への参加や試行的な森林総合監理士業務の実施に必要な経費等を都道府県等に助成した。

第3節 森林組合

1 森林組合等の活動状況

平成23年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合672、生産森林組合が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて156万人（地区内森林所有者の46%）の組合員（2,331人/組合）で構成され、その所有森林面積は、1,089

万ha（都道府県有林を除く民有林の69%）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために雇用労働者がいる森林組合は632組合で、総人員は、千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、7,928万円（前年度7,842万円）と推移してきており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成23年度における事業取扱量については、新植面積14千ha（前年度比93%）、保育面積335千ha（前年度比91%）[うち除伐・切捨間伐面積197千ha（前年度比93%）]、素材生産量3,962千 m^3 （前年度比110%）となっている。

一方、生産森林組合は、平成23年度末において、千人の組合員により、353千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会は、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

森林施業プランナー実践力向上対策事業

小規模森林所有者の森林を取りまとめる施業集約化のさらなる拡大等が求められる中、平成24年度から新たに開始された森林経営計画の作成の中核となることが求められているところであり、森林施業プランナーの一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上で、インセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の円滑な運用が期待されているところである。

このため、森林組合等林業事業者における森林施業プランナーに対する研修等を実施し、更なる実践力の向上を図るとともに、各地のフォレスター等と連携して施業集約化の取組拡大を図った。

第4節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成22年における林業従事者数はおよそ5万1千人で、ここ10年間で約1万5千人減少したが、最近は下げ止まりの兆しが見え始める。

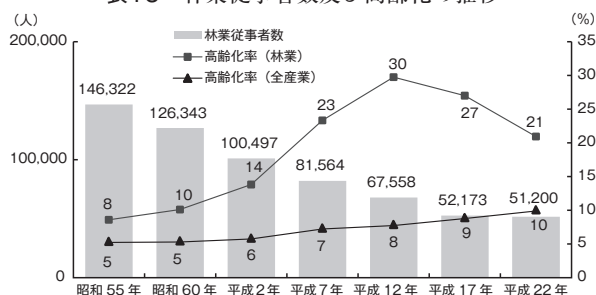
また、年齢構成については、高齢化率（65歳以上の割合）が21%と、30%であった10年前をピークに低下傾向にあり、林業の集約化や効率化、新規就業者の確保・育成を促す「緑の雇用」事業実施等による一定の成果が得られつつある。

しかしながら、全産業の従事者と比べると2倍を超える高い高齢化率となっているなど、依然として林業従事者の安定的な確保は厳しい状況にあることから、これまでの取組を基に、現状や課題に応じた取組を講じていく必要がある。特に、

- ① 林業労働者を雇用する森林組合や素材生産業者等の林業事業者における雇用管理の改善と事業の合理化の一体的促進と併せ、林業に就業しようとする者の就業の円滑化や就業後のキャリア形成の支援
- ② 林業における労働災害発生率は全産業と比べて13倍であり、林業の就労環境をより安全なものに改善するよう、林業事業者における労働安全衛生対策の推進

等により林業の成長産業化を図ることが重要である。

表16 林業従事者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」

注：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合

2 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

人工林資源を有効活用した国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等の安全かつ効率的な実施が求められる中、現場技能者が、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入等に必要な高度な知識、技術・技能を有し、意欲と誇りを持って仕事に取り組めるよう、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、新規就業者に対する3年間の「フォレストワーカー（林業作業士）研修」や、キャリアアップに向けた「フォレストリーダー（現場管理責任者）研修」、「フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）研修」等を実施した。

予算額 7,470,806千円
 (前年度 5,530,381千円)

3 林業担い手等の育成確保

〈森林・林業・木材産業づくり交付金〉

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき林業事業体が作成する改善計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械のメンテナンス等の講習会の実施並びに研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 623,377千円の内数
 (前年度 8,758,094千円の内数)

4 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用について林業労働力確保支援センターを通じて貸し付けを行った。

(ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
- b 償還期間：20年以内（据置期間4年以内を含む。）認定事業主への貸付は、13年以内とする。（据置期間4年以内を含む。）
- c 貸付限度額：1人につき
 - 就業準備資金 150万円
 - 就業研修資金 月額5～15万円
 ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

第5節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、住宅需要の低迷等から減少傾向にあり、平成10年から9千万 m^3 台、平成14年からは8千万 m^3 台と推移し、リーマンショックなどによる景気悪化により、平成21年は6千3百万 m^3 台と大きく落ち込んだ。景気の回復傾向に伴ない増加に転じたが、平成24年は前年2.9%減少の7,063万 m^3 となった。

用途別でみると、総需要量（用材）のうち、製材用が36.9%、パルプ・チップ用が43.9%、合板用が14.6%を占めている。

また、製材用、パルプ・チップ用、合板用いずれも前年を下回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成15年より増加傾向となり、平成24年は前年に比べて1.6%増加の1,969万 m^3 となった。

表17 木材(用材)需給の現状
(単位：千m³()内は対前年比%)

区 分	平成23年	平成24年
需 要		
総 数	72,725 (1035)	70,633 (981)
製 材 用	26,634 (1049)	26,053 (978)
合 板 用	10,563 (1105)	10,294 (975)
パルプ・チップ用	32,064 (991)	31,010 (967)
そ の 他 用	3,464 (1167)	3,275 (945)
供 給		
総 数	72,725 (1035)	70,253 (981)
国 内 生 産	19,367 (1062)	19,686 (1016)
外 材 輸 入	53,358 (1026)	50,947 (955)

イ 住宅建設の動向

木材需要の太宗を占める住宅の着工動向をみると、バブル期の昭和62年から平成2年にかけて新設住宅着工戸数は160万戸を上回って推移した。その後は景気の停滞や少子化等社会構造の変化により、減少傾向にあったところ、平成21年のアメリカの住宅バブル崩壊に端を発した国際的な金融危機等の影響を受け、前年比27.9%減の79万戸と45年ぶりに80

万戸を割り込んだ。その後、経済対策や住宅取得支援策の効果等により平成22年は80万戸を回復し、平成24年には前年比5.8%増の88万戸となった。

また、東日本大震災により大きな住宅被害を受けた岩手県、宮城県、福島県においては復興に向けた住宅供給の増加を受け、平成24年の新設住宅着工戸数が前年比56%増の3.9万戸に達した。

平成24年の構造別の着工動向をみると、木造は前年比4.7%増の49万戸、非木造住宅は前年比7.2%増の40万戸となり、木造率は55.1%となった。また、木造住宅を工法別でみると、国産材の利用割合の高い在来工法が約8割を占める。

ウ 価格の動向

平成24年のスギ中丸太の価格は、需給のミスマッチ等により前年の水準を下回って推移した。

輸入丸太のうち米材の価格は、円高の影響等により前年を下回った。

合板は、年前半は下降傾向であったが、その後横ばいで推移した。ホワイトウッド集成管柱(国産)は年初に下降したのち、横ばいで推移した。

平成24年の平均価格(m³当り)をみると、丸太では、スギ中丸太11,400円、ヒノキ中丸太18,500円、ベイマツ23,800、製材品では、スギ正角42,700円、

表18 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

	総 計		木 造 住 宅								非木造住宅		
			計		木造率	在 来 工 法		ツーババイフォー工法		プレハブ工法		計	
	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比			
平成元年	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123	-23.8
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2.0
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162	-15.8
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2.0	636,891	-1.6
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	-4.1	648,293	1.8
17	1,236,175	4.0	542,848	0.4	43.9	426,299	-0.3	95,824	5.6	20,725	-7.1	693,327	6.9
18	1,290,391	4.4	559,201	3.0	43.3	432,731	1.5	105,390	10.0	21,080	1.7	731,190	5.5
19	1,060,741	-17.8	504,546	-9.8	47.6	388,435	-10.2	98,555	-6.5	17,556	-16.7	556,195	-23.9
20	1,093,519	3.1	516,875	2.4	47.3	391,193	0.7	107,715	9.3	17,967	2.3	576,644	3.7
21	788,410	-27.9	430,121	-16.8	54.6	324,406	-17.1	91,394	-15.2	14,321	-20.3	358,289	-37.9
22	813,126	3.1	460,134	7.0	56.6	349,865	7.8	96,104	5.2	14,165	-1.1	352,992	-1.5
23	834,117	2.6	464,837	1.0	55.7	352,264	0.7	98,248	2.2	14,325	1.1	369,280	4.6
24	882,797	5.8	486,756	4.7	55.1	364,092	3.4	107,487	9.4	15,177	5.9	396,041	7.2

ヒノキ正角66,600円、ベイマツ平角54,900円、針葉樹構造用合板では1,060円/1枚、ホワイトウッド集成管柱（国産）では2,000/1本と、軒並み前年を下回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成24年の丸太輸入量は451万m³で、前年比97%とやや減少、製材輸入量は656万m³で同96%とやや減少した。

また、我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の主な輸入先別の内訳は、米材69%（前年比102%）、南洋材7%（同67%）、北洋材6%（同80%）、ニュージーランド材16%（同104%）となっており、多くの地域で輸入量が前年よりやや減少した。

製材の主な輸入先別の内訳は、米材41%（前年比99%）、南洋材2%（同100%）、北洋材12%（同89%）、ニュージーランド材2%（同75%）、欧州材37%（同99%）、チリ材4%（同81%）、中国材1%（同82%）となっており、多くの地域で減少傾向である。

表19 木材の輸入量

単位：千m³

	23年			24年		
	丸太	製材	合計	丸太	製材	合計
米材	3,049	2,744	5,793	3,120	2,714	5,834
南洋材	505	128	632	336	127	463
北洋材	342	870	1,212	273	774	1,046
ニュージーランド材	694	133	826	718	99	817
欧州材	35	2,471	2,506	25	2,436	2,461
アフリカ材	4	2	6	4	4	8
チリ材	-	352	352	-	285	285
中国	2	115	118	2	95	97
その他	8	30	38	34	28	62
合計	4,640	6,844	11,484	4,512	6,562	11,075

金額ベースで見ると、平成24年の木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入は、9,549億円（前年比96%）で我が国の平成24年の輸入総額70兆6,886億円（同104%）の1.4%を占めている。

国別では中国が1,465億円（前年比98%）と最も多く、次いでマレーシア1,067億円（同91%）、カナダ997億円（同95%）、インドネシア811億円（同98%）、米国677億円（同100%）、豪州605億円（同

93%）、チリ574億円（同99%）、フィリピン565億円（同113%）となっている。

(ア) 米材

平成24年の米材輸入量は丸太312万m³（前年比102%）、製材271万m³（同99%）となった。国別では、米国が丸太181万m³（同108%）、製材42万m³（同95%）、カナダが丸太131万m³（同95%）、製材229万m³（同100%）となっている。

(イ) 南洋材

平成24年の南洋材輸入量は丸太34万m³（前年比67%）、製材13万m³（同99%）、合板252万m³（同100%）となっている。

丸太については、マレーシアから25万m³を輸入しており、南洋材丸太輸入の75%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の52%（155万m³、前年比103%）、インドネシアが32%（95万m³、同95%）と南洋材が大半を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が禁止され、マレーシアのサバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(ウ) 北洋材

平成24年の北洋材の輸入量は丸太27万m³（前年比80%）、製材77万m³（同89%）と、丸太輸入量は大きく減少している。

(エ) 中国

平成24年の中国からの木材輸入額は1,465億円（前年比98%）で、全体の15%を占めて第一位となっている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の加工度の高い製品の割合が高く、丸太、製材は僅かである。

イ 輸出

平成25年の木材の輸出額は123億円（前年比132%）と増加した。

輸出品の内訳は、丸太31億円（前年比223%）、製材27億円（同112%）、合板等10億円（同147%）、建築木工品・木製建具7億円（同107%）、繊維版6億円（同130%）、単板6億円（同104%）となっている。

国別内訳の割合は、中国が28%（35億円、前年比166%）で、以下フィリピン16%（20億円、同109%）、韓国13%（17億円、同158%）、台湾12%（14億円、同144%）、米国10%（13億円、同132%）、インドネシア4%（5億円、同104%）、ベトナム3%（4億円、同99%）の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、長期にわたる木材価格の低迷に加え、輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木造建築・住宅分野においては、建設コストの低減や施工期間の短縮等の合理化とともに、耐火性や強度等の品質・性能が確かな資材が求められている。これらのニーズに的確に対応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

また、東日本大震災により、木材加工・流通施設115か所が被災した。

ア 製材業

24年末における製材工場数は5,927工場で前年に比べ315工場減少した。

製材工場の平均出力数は113.9kw（前年比103%）と僅かながら増加しているが、75kw未満の工場数が全体の64%を占めており、依然として零細な産業構造である。24年における製材用素材の需要量は1,625万 m^3 （前年比98.9%）となった。このうち、国産材は1,132万 m^3 （前年比98.6%）、外材は493万 m^3 （前年比99.8%）であり、製材用素材供給量のうち外材の占める割合は、30.3%となった。

また、製材品出荷量は930万 m^3 （前年比98.6%）となり、これを用途別にみると、建築用材80%、土木建設用材5%、木箱仕組板・こん包用材12%、家具・建具用材1%、その他用材2%となっている。

イ 合板製造業

24年末の合単板製造工場数は、前年に比べ6工場減少し197工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は1工場減少して34工場、特殊合板のみを生産する製造工場は7工場減少して145工場となった。

24年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ2万 m^3 減少し384万 m^3 となった。材種別には、外材が前年より9万 m^3 減少し124万 m^3 、国産材については前年より7万 m^3 増加し260万 m^3 となった。

24年の普通合板の生産量は255万 m^3 （前年比102.5%）、特殊合板の生産量は64万 m^3 （前年比91%）となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展に向けての取組

ア 木材の安定供給体制の整備

生産・流通体制を整備するため、森林組合等の林業事業者による施業の集約化、路網整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及、原木供給の取りまとめと需給のマッチングにより、

国産材安定供給体制の整備を推進した。また、東日本大震災により被災した工場へ出荷していた地域の原木等を、被災していない工場に出荷する等の運搬経費を前年度に引き続き助成した。

イ 木材加工体制の整備

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、

- 競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備
- 外材から国産材への原料転換や品質・性能の確かな製品の供給を行う場合の設備導入等について利子助成やリース料の一部助成等を実施した。

また、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

消費者や企業に対し、木材とりわけ国産材利用の意義への理解を醸成し、これを広めるとともに、消費者や企業の実需を国産材に結びつけていくため、「木づかい運動」を展開した。10月を「木づかい推進月間」とし、シンポジウムやセミナーを一週間連続で開催する「木づかいweek」の実施、ポスターの制作・配布等の集中的な普及啓発活動を実施した。

イ 林産物の新規需要の開拓

木質バイオマスの効率的利用を図るため、施設導入に向けた技術支援や実務的なテキスト、優良事例集の作成に対し支援した。

ウ 「顔の見える木材での家づくり」の普及

「顔の見える木材での家づくり」グループへの支援、木造建築に携わる担い手育成に対する支援、耐火性・強度の優れた地域材製品の開発・普及を実施した。

エ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

法に基づく国の木材利用計画や地方公共団体の木材利用計画は、国の機関では22全てで、都道府県では47全て、市町村は1,321（平成26年2月末現在）で策定された。

また、特に都市部での市町村木材利用方針策定に向けて都道府県へ積極的な働きかけを実施。木造公共建築物の整備に対する支援や設計段階からの技術支援を実施した。

オ 品質及び性能の確かな木材の供給促進

木材製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

3 木材の需給安定等

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給の見通し等について協議するため、木材需給会議を開催し、年間の木材（用材）の需給見通し及び四半期ごとに主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策

木材の需給動向の情報の収集・分析・提供、国産材需要拡大のための情報や木材流通の改善合理化に関する情報の収集・提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

(3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法木材の証明制度の信頼性・透明性の向上、民間企業や一般消費者への合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の普及啓発に取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就業機会の確保に大きな役割を果たしている。

平成24年の特用林産物の生産動向については、きのこ類の生産量についてみると、乾しいたけ、なめこ、及びエリンギは前年並み、ぶなしめじは前年より増加、しいたけ、えのきたけ、ひらたけ、まいたけ及びまつたけは減少した。

なお、しいたけの輸入量は、5,015tで前年に比べて5.75%の減少となった。

きのこ類以外の特用林産物は、木炭の生産量が増加し、竹炭、竹酢液は減少し、木酢液は前年並みとなった。

この結果、平成24年の特用林産物の総生産額は2,508億円で、前年（2,614億円）比95.9%となった。

表20 特用林産物の需要動向（平成24年）

品名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	トン	3,705	5,940	23	9,622
しいたけ	トン	66,476	5,015	-	71,491
なめこ	トン	25,816	-	-	25,816
えのきたけ	トン	130,871	-	-	130,871
ひらたけ	トン	1,883	-	-	1,883
ぶなしめじ	トン	122,276	-	-	122,276
まいたけ	トン	43,251	-	-	43,251
エリンギ	トン	38,163	-	-	38,163
まつたけ	トン	16	1,436	-	1,452
くり	トン	20,900	15,157	-	36,057
たけのこ	トン	39,244	198,887	-	238,131
わさび	トン	2,891	-	-	2,891
うるし	kg	1,438	51,584	-	53,022
竹材	千束	1,199	370	1	1,568
桐材	m ³	589	13,350	-	13,939
木炭	トン	22,646	144,699	698	165,647
竹炭	トン	1,002	5,455	0	6,457
木酢液	Kl	2,136	-	-	2,136
竹酢液	Kl	237	-	-	237

- (注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ
 2 不明なもの及び該当のないものについては-印とした。
 3 消費量は単純計算（生産量+輸入量-輸出量）により算出した
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。

(2) 特用林産物振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や地域の特性に応じた生産・供給体制の確立を図る観点から、山村地域資源を活用して生産され山村地域の貴重な収入源となっている特用林産物の生産基盤の整備や生産体制を強化するための取組に対し、森林・林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の消費の拡大に向けて、きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況等の調査やきのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検証による消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の安定化・高度化に向けて、生産性の効率化に資する新生産技術や新規用途技術の検証、きのこ生産資材の安定供給に向け安定供給プランの策定等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

第6節 林業関係金融

1 日本政策金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して日本政策金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の24年度の貸付実績は表21のとおりである。

表21 日本政策金融公庫林業関係資金貸付実績

(単位：百万円)

区		分	23年度	24年度	
林業基盤整備資金	造林	補助	公有林	1,345	1,168
			私有林	257	228
		非補助	公有林	1,070	1,045
			私有林	70	71
			計	2,742	2,511
			樹苗養成	—	—
	林道			5	4
	利用間伐推進			5,999	6,055
伐採調整			—	—	
森林整備活性化資金			299	293	
林業経営育成資金			464	202	
農林漁業セーフティネット資金			102	123	
林業構造改善事業推進資金			—	—	
農林漁業施設資金	共同利用		1,449	2,597	
	主務大臣指定		6,719	6,299	
振興山村・過疎地域経営改善資金			—	—	
計			17,779	18,084	

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、24年度の貸付実績は表22のとおりである。

表22 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

年度	貸付額(百万円)
H20	2,073
H21	1,056
H22	963
H23	1,020
H24	964

3 木材産業等高度化推進資金

木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化の促進及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な運転資金を金融機関から低利で融資するものである。

24年度末の資金種類別貸付状況は、表23のとおりである。

表23 資金種類別貸付状況(24年度末貸付総額)

資金種類	貸付額(億円)	構成比(%)
事業経営改善計画		
事業経営改善合理化資金(運転資金)	62	18
素材生産等促進資金	57	17
素材転換促進資金	—	—
間伐等促進資金	4	1
素材生産合理化資金(運転資金)	179	53
素材生産資金	39	12
素材引取資金	139	41
素材転換促進資金	0	0
製品流通合理化資金(運転資金)	39	12
間伐等促進資金(運転資金)	40	12
構造改革促進資金(運転資金)	—	—
木材加工流通システム整備資金(設備資金)	—	—
木材高度利用加工資金	—	—
木材市場整備近代化資金	—	—
主産地育成整備資金	—	—
構造改善計画		
構造改善合理化資金(運転資金)	2	1
チップ等安定供給資金	—	—
木材高度加工資金	1	0
原木確保協定促進資金	1	0
経営高度化促進資金(運転資金)	14	4

立木等引取資金	10	3
資源循環推進資金	—	—
チップ等安定供給資金	—	—
木材加工資金	3	1
高度加工資金	2	1
木材需要拡大資金	—	—
原木確保協定促進資金	—	—
林業経営高度化推進資金（運転資金）	0	0
計	336	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 (独) 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れ等に係る債務を保証するものである。

24年度の保証引受実績は表24のとおりである。

表24 資金種類別保証引受実績

資金種類	23年度	24年度
		(億円)
木材産業等高度化推進資金	179	171
林業・木材産業改善資金	4	2
一般資金	242	147
計	425	321

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第7節 林業技術対策

1 研究開発体制の整備

(1) 研究開発の戦略的推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、木材の安定供給体制の整備等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成19年1月に策定した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、多様な樹種を対象に品種の開発等に係る研究から種苗の生産・配布までを内容とする林木育種については、平成19年2月に策定した「林木育種戦略」に基づいて推進している。

林木育種事業の推進に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等の関係機関との密接な連携の下、効率的かつ効果的な実施のために、5つの育種基本区ごとに林木育種地区協議会を開催した。

(2) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

森林総合研究所は、

- (1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発
 - A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発
 - B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発
- (2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発
 - C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発
 - D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発
- (3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究
 - E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発
 - F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発
 - G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発
- (4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究
 - H 高速育種等による林木の新品種の開発
 - I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

について、重点的に研究を推進するとともに、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、国、都道府県等との密接な連携・協力を進め、行政ニーズに対応した課題に取り組み、その着実な実施を行った。

これら試験研究等を実施するために23年度の運営に

要した経費は97億6478万円であった。

(3) 都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行った。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、①我が国の自然環境等の条件に合致した先進的な機能を有する機械の開発を促進し、②先進林業機械改良や新作業システムの開発等に助成した。

① 先進林業機械開発促進

ホイール式8輪駆動林内作業車の開発、トラクタ牽引式フォワーダの開発等に助成した。

② 先進林業機械改良・新作業システム開発等

先進林業機械を現地の作業条件に適合させるような改良や現地検討会の開催等に助成した。

(2) 木質バイオマスの新たな利用技術開発

① 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術を活用し、木質バイオマスを原料としてナノカーボンやバイオ燃料等のマテリアルやエネルギーに変換して利用するための新たな製造技術の開発・実証を行った。

② 森林整備効率化支援機械開発事業

木質バイオマスを原料としてバイオエタノールやリグニンから付加価値の高い製品の製造技術の開発・実証を行った。

(3) 花粉発生源対策

社会問題化しているスギ等の花粉症について、県庁所在地等の人口の集中する地方都市を対象にスギ花粉の発源地域を推定する調査及びヒノキ雄花の観測技術の開発に取り組んだ。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、森林所有者等に対して林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成・確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とする

もので、24年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施について必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

森林・林業関係学科の高校生に対する林業経営・就業体験、新たに林業経営を手がける森林所有者に対する情報提供等について必要な経費を民間団体に助成した

第8節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる758万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、希少な野生生物が生育・生息している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改定し（現行計画は、平成20年12月に再度改定したもの）、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

一方、平成23年7月に閣議決定した「森林・林業基本計画」において、国有林野については公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポートなど森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討することとされたことや、平成23年12月に林政審議会から答申された「今後の国有林野の管理経営のあり方について」等を踏まえ、平成24年3月、国有林野の組織・事業を一般会計に移行すること等を内容とする関連法案を第180回通常国会に提出し、同年6月に公布された。その際、既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計である国有林野事業債務管理特別会計を設置することとされた。

平成24年12月には、国有林野の管理経営に関する法律の改正等を踏まえ、管理経営基本計画を変更した。

平成24年度においては、①国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、②民有林と連携した森林施業等の推進、③森林環境教育や森林とのふれあい等の推進、④地球温暖化、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組に努めた。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

24年度に国有林野で伐採された立木は762万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの225万 m^3 、丸太生産の資材としたもの537万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は25万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものであ

る。

24年度は、233万m³の丸太の生産を行った。

(3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、24年度は林道事業に一般会計から265億9,136万円の繰入れを行い、928kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、24年度は一般会計より497億円の繰入れを行い、新植植付4千ha、育成天然林造成2千ha、保育17万4千ha等の事業を行った。

(5) 国有林治山事業

国有林治山事業は、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、荒廃地等の復旧整備、保安林の整備を行う事業であり、平成21年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

24年度においては、一般会計等からの繰入により事業費547億円をもって実施した。

(6) 国有林野の測定事業

測定事業は、国有林野の境界（延長約10万km、境界点数約357万点）を管理し、境界標を保全整備する事業である。

24年度は、測量成果を基に境界標を改設復元する境界検測及び境界の見回り等を行う巡検・巡視に重点を置き、境界検測617km、境界検測予備調査4,277km、境界巡検・境界巡視95,852km等の事業を実施した。

3 国有林野事業特別会計の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的に、「国有

林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第42号、「以下「法」という。）第3条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号、以下「旧特別会計法」という。）に基づき設置されたものである。

この会計の平成24年度の決算は、次のとおりである。

なお、この会計は、法第3条の規定により本年度限り廃止されたので、その際この会計に所属していた権利義務は、法附則第4条第5項の規定により、東日本大震災復興特別会計及び法第3条の規定による改正後の「特別会計に関する法律」附則第67条の2第1項の規定により設置された国有林野事業債務管理特別会計に帰属させるものを除き、一般会計に帰属させることとした。

(1) 歳入歳出

ア 歳入の部

収納済歳入額は、5,330億円であって、これを歳入予算額5,111億円に比べると219億円の増となった。その要因の主なものを科目別にみると、一般会計より受入では前年度からの繰越事業があったこと等のため242億円の増となり、一方で借入金では借入償還に要する借入金が予定より少なかったことにより16億円減少した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は、5,583億円であって、その内容は歳出予算額5,111億円、前年度繰越額389億円及び予算総則の規定による経費増額85億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,698億円、翌年度繰越額は809億円、不用額は76億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、旧特別会計法第170条の規定による支出未済繰越額111億円、明許繰越額682億円及び事故繰越額16億円であった。また、不用額は、国有林野事業費において林産物の生産事業に係る契約価格が予定を下回ったこと、販売事業に係る製品の販売単価の低下に伴い販売委託手数料が少なかったこと等により、業務費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

(2) 損益計算

総収益額1,128億円に対し、総費用額1,390億円となり、その差262億円を損失として計上した。この損失は、旧特別会計法第165条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越して整理することとした。

なお、この会計は、法第3条の規定により本年度限り廃止されたので、この損失は、法附則第4条第5項

の規定により、一般会計に帰属させることとして、決算を結了した。

(表25、26)

表25 損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

費 用		収 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	450	売 上 高	210
治山事業費	441	林野等売払 収 入	30
一般管理費 及販売費	176	財産貸付料 等収入	48
減価償却費	206	一般会計より受入	773
支 払 利 子	84	森林保全経費等	303
資産除却損	32	財源受入	383
雑 損	1	治山事業費財 源受入	88
		利子財源受入	9
		東日本大震災復興 特別会計より受入	50
		地方公共団体工 事費負担金収入	8
		雑 収 入	0
		雑 益	262
		本年度損失	
計	1,390	計	1,390

表26 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

借 方	借 方	貸 方	貸 方
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	1,116	借入資本	13,315
固 定 資 産	74,220	自己資本	66,967
繰越欠損金	4,683		
本年度損失	262		
計	80,281	計	80,281

(注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、国民の保健休養の場

の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は24年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積	5万6千ha
林業用活用実績面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は24年度末現在で、貸付使用面積7万5千ha、分収造林契約面積12万3千ha、共用林野契約面積126万5千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者で分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成24年度には全国89箇所で行った。23年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

契約面積	2万6千 (ha)
契約口数	10万5千 (口)

契約者数 8万6千(人)

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森(平成24年4月1日現在)

1,096箇所

- ・自然休養林 89箇所
- ・自然観察教育林 165箇所
- ・風景林 481箇所
- ・森林スポーツ林 57箇所
- ・野外スポーツ地域 196箇所
- ・風致探勝林 108箇所

○ふれあいの森協定(平成25年3月31日現在)

140箇所

○遊々の森協定(平成25年3月31日現在)

173箇所

5 国有林野事業の労働情勢(24年度)

国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところであり、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めている。

このような中、労使間においては、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の改革等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合では、7月28日から7月29日にかけて東京都内で開催した「第8回定期全国大会」において、

- (1) 森林・林業再生プランの推進に向け、森林・林業基本計画に基づく森林・林業政策の具体的展開を求める取組を進めること

また、東日本大震災からの復興・再生に係る課題に対しては、森林労連と連携を図り取組を進めること

- (2) 国有林野事業については、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経

営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」が成立する見通しとなっており、来年4月からの移行に向けては、これまでの労使合意と要求に基づき有利解決が図られるよう労使交渉等を進めること

また、一般会計となっても、森林経営財産の管理・経営の理念は変わらないことから、事業実行に関しては、民有林と国有林の一層の連携を図らせるとともに、業務運営の適切な推進と労働条件課題等の解決に向けて、中央、地本、分会が一体となって取組を進めること

- (3) 無所属者の組織化と新規採用者の全員組織化に向け取組を進めること

また、日常の組織運営に当たっては、組合員の団結強化と闘う態勢の確立に向けた取組を進めること

- (4) 森林・林業・木材関連産業の政策推進のため、連合及び公務労協等の関係団体と連携を図るとともに、関連する労働者の総結集に向けた取組を進めること

また、関係する国際組織との連携強化に向けた取組を進めること

- (5) 2013春季生活闘争については、連合の「春季生活闘争方針」を基本に、公務労協及び国営関係部会の統一闘争を重視し取組を進めること
- (6) 労働基本権に係る「国家公務員制度改革関連4法案」の早期成立を求め、公務労協と連携を図り取組を進めるとともに、新たな労使関係制度の構築に向け取組を進めること

等が決議された。

第9節 森林国営保険

1 事業の概要

森林国営保険は森林国営保険法(昭和12年法律第25号)に基づき、民有林人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成24年度末の森林国営保険の加入状況は表27のとおり、90万7千haで、民有林人工林面積の11.4%に当たっており、年齢別に見ると、I、II年齢(林齢1年生~10年生)の幼齢林では、加入面積12万3千haで、対象面積の77%を占めている。

平成24年度予算においては新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高め

ることとし、歳入については最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積352,600ha（前年度363,900ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表28のとおり保険料収入25億2,210万円、前年度繰越資金受入69億5,103万7千円、預託金利子収入を主体とする雑収入1億8,873万3千円で、合計96億6,187万円を予定した。これは、前年

度歳入予算額103億647万9千円に比べ6億4,460万9千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が17億3,517万3千円、保険業務を運営するために必要な事務費11億5,068万5千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費15億円で、合計43億8,585万8千円を予定した。

表27 の年齢別加入状況（平成24年度末現在）

年齢	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積（千ha）	61	99	138	195	7,468	7,962
加入面積（千ha）	57	66	53	57	673	907
加入率（%）	93.4	66.7	38.4	29.2	9.0	11.4

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表28 歳入歳出予算額

（単位：千円）

項目	平成23年度	平成24年度
森林保険収入	10,104,346	9,473,137
保険料	2,676,000	2,522,100
前年度繰越資金受入	7,428,346	6,951,037
雑収入	202,133	188,733
歳入合計	10,306,479	9,661,870
森林保険費	1,909,915	1,735,173
賠償償還及払戻金	32,011	31,608
保険料	1,877,904	1,703,565
事務取扱費	1,190,394	1,150,685
予備費	1,500,000	1,500,000
歳出合計	4,600,309	4,385,858

とおりで7億8,291万円（面積1,032ha）である。

表30 平成24年度災害別損害てん補実績

災害別	面積（ha）	てん補金額（千円）
火災	19	13,408
風害	41	57,880
水害	109	117,350
雪害	679	508,682
干害	126	42,189
凍害	54	41,594
潮害	—	—
噴火	3	1,809
計	1,032	782,912

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

2 保険契約・てん補の状況

(1) 保険契約

平成24年度の保険契約の実績は表29のとおり、保険金額では3,665億7千万円となっており、対前年度比で5.5%の減となっている。

表29 平成24年度保険契約実績

保険金額（百万円）

年齢	平成23年度	平成24年度	対前年
I	16,017	15,745	98.3%
II	4,849	4,431	91.4%
III	11,460	9,786	85.4%
IV	14,609	12,832	87.8%
V以上	341,103	323,778	94.9%
計	388,038	366,572	94.5%

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

(2) 損害てん補

平成24年度の災害別の保険金支払実績は、表30の

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

平成24年度の収納済歳入額は89億4,814万円、当初予算に比べ7億1,372万円の減となった。一方、支出済歳出額は17億9,742万円で、歳入歳出の差し引きは71億5,071万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額62億4,278万円を控除するので、決算上は9億793万円の剰余を生ずることとなる。この剰余金については、特別会計に関する法律第154条第1項の規定により、積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

第10節 東日本大震災からの復旧・復興

1 森林・林業・木材産業の被害と復旧状況

(ア) 森林の被害と復旧状況

青森県から千葉県までの太平洋側の沿岸部では、約140kmに及ぶ海岸防災林が津波により被災し、防潮堤の損壊や林帯地盤の侵食、森林の倒伏・流失等の被害が発生した。また、津波の被害を免れた内陸部においても地震により、山腹崩壊や治山施設、林道施設の損壊等が発生した。これらにより民有林、国有林合わせて約4,000箇所、約2,200億円の甚大な被害となった。

被災した治山施設、林道施設については施設災害復旧事業により、また、山腹崩壊のうち緊急性の高い箇所については災害関連緊急治山事業等により復旧を進めている。これらの事業により、被災箇所の早期復旧、再度災害の防止を図り、地域の安全・安心の確保に努めている。

(イ) 林業の被害と復旧状況

東日本大震災では、林地・林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、素材生産業者による原木等の出荷が困難となった。

特に、東北地方では太平洋沿岸地域に位置する大規模な合板工場・製紙工場が被災したことから、合板用材や木材チップの流通が停滞した。平成22年時点で、東北地方では、素材生産量（丸太生産量）に占める合板用材とチップ用材の割合が約6割となっていたことから、流通の停滞が地域の林業に与えた影響は大きかった。

林野庁では、平成23年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行っている。その後、被災した製紙工場では平成23年5月以降、合板工場では同7月以降、順次、操業を再開しており、合板用材や木材チップの受入れもほぼ回復した。

森林組合も地震や津波により大きな被害を受け、特に東北地方の太平洋沿岸地域に位置する一部の森林組合では、事務所が破損・損失等の被害を受けるとともに、役職員の尊い生命が失われた。被害を受けた森林組合の中には、震災直後から仮事務所を設置して、事業を再開している組合もあり、津波浸水による塩害被害木の処理や高台移転予定地における立木の伐採等の請負、復興住宅の資材を供給する協議会への参画等の

動きがみられた。

(ウ) 木材産業の被害と復旧状況

東日本大震災により、全国の木材加工・流通施設の115か所が被災した。このうち、製材工場については、青森県から高知県にかけての71か所が被災し、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県の沿岸部に位置する大規模な合板工場6か所が被災して、操業を停止した。

林野庁では、平成23年度第1次補正予算及び第3次補正予算により、被災した木材加工・流通施設の廃棄・復旧・整備等に対し支援を行った。

その結果、東北地方における製材品の生産量は、平成24年9月現在、震災前のレベルとほぼ同程度まで回復している。また、東北地方における合板生産量は、平成24年7月時点で市況の低迷等により震災前の8割程度となっていたが、全国における合板生産量は、平成25年1月時点で、ほぼ震災前のレベルまで回復している。

2 復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献

(ア) 海岸防災林の復旧・再生

海岸防災林は飛砂、風害や潮害の防備等の機能を有するものであり、東日本大震災においては津波のエネルギーの減衰、漂流物の捕捉等一定の効果が発揮されたが、青森県から千葉県にかけて約140km被災した。

この被災延長140kmのうち平成24年度までに約50kmについて復旧・再生に着手したところである。

復旧・再生にあたっては、安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材を盛土材等として積極的に活用するとともに、地域の自然状況等を踏まえて植栽樹種等を検討しつつ、NPO、企業等の協力も得ながら植栽等を行っているところである。

(イ) 住宅や建築物への木材の活用

被災地域の復興に地域材の利用を促進することにより、被災地域の林業・木材産業の活性化を図るとともに、雇用確保や経済活性化に資するため、地域材を活用した住宅や建築物の再建を積極的に推進した。

このうち、災害公営住宅の建設においては、国土交通省と連携しつつ、地域材利用の促進に向けて被災地の地方公共団体等に対し働きかけを実施したところ、岩手県、宮城県、福島県の各市町村における災害公営住宅の整備計画において建設予定戸数全体の約20%が木造とされた。また、地域材を活用した木造復興住宅の仕様作成等に取り組む団体に対する支援を行った。

(ウ) エネルギー等への木質バイオマスへの活用

被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材

等を活用する木質バイオマス発電施設、熱供給施設及び木質燃料製造施設等の整備に対し支援した。

3 原子力災害からの復興

(ア) 森林の放射線対策

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査・解析を行った。また、汚染された森林における除染等の技術の早期確立を目指すため、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証・開発を行うとともに、県・市町村と連携し必要なデータを蓄積し、地域の除染等に向けた取組を推進した。

(イ) 安全な林産物の供給

福島第一原子力発電所からの距離が400km以内の製材工場等28か所を対象として木材製品や工場の作業環境における放射性セシウムの影響を調査したところ、人体への影響はほとんどないという結果が得られた。

ただし、木材製品に含まれる放射性セシウムの状況は、放射性セシウムの物理的減衰や樹木内での移行により、経年的に変化する可能性があることから、林野庁では引き続き、木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析を実施している。

平成24年4月に、特用林産物のうちきのこ類等の食品に係る放射性セシウムの基準値が「一般食品」と同じ「100Bq/kg」に設定された。また、きのこ原木等に係る放射性セシウムの「当面の指標値」について、食品の基準値の改定ときのこ原木等に関する新たな調査結果を踏まえ、きのこ原木等については「50Bq/kg」、菌床用培地等については「200Bq/kg」にそれぞれ改正された。

これらの基準値等の改定を踏まえ、きのこ原木の安定供給に向けた支援やほだ木の洗浄機械等の放射性物質の防除施設の整備支援、きのこ原木等に係る放射性物質の継続的な調査、安全なきのこの栽培方法の構築に取り組むとともに、放射性物質による汚染を低減させる技術の検証事業を実施した。

(ウ) 林業労働者の安全確保

林野庁では、林業労働者等の安全の確保と不安の解消のため、平成23年6月に「計画的避難区域」等の森林内における作業上の留意事項を解説したQ&Aを公表するなど必要な措置を講じてきた。

避難指示区域の見直しに伴い、復旧・復興作業等に従事する者の放射線障害を防止するため、平成24年7月に「改正除染電離則」が施行され、厚生労働省にお

いてガイドライン等が公表された。これを受け、森林内の個別の作業が「特定汚染土壌等取扱業務」や「特定線量下業務」に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するとともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説した「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を新たに作成し、公表した。

(エ) 樹皮やきのこ原木等の処理

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料や堆肥、家畜の敷料等として利用されてきたが、バーク等の燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されはじめたこと等から、バークの出荷が減少し、一部では利用できない状況が続くなど、福島県を中心とする製材工場では、バークを自社工場内で一時的に保管せざるを得ない状況にある。

このため、製材業者等に、バークの焼却処分や一時保管に必要な経費等の支援を行った。

また、きのこ原木に係る「当面の指標値」の設定・見直しにより、同指標値を超えたことにより使用・生産・流通ができなくなったきのこ原木が各地で累増したため、環境省と連携しながら、市町村に対してこれらの汚染されたきのこ原木を処理施設で受け入れるよう要請した。

(オ) 損害の賠償

原発事故に伴う損害について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等の賠償の枠組みによって早期に賠償を受けられるよう、森林組合等に対する情報提供等を実施した。

東京電力や関係県・団体から聞き取りを行った結果によると、林業関係では平成25年3月までに、総計約15億円の賠償が請求され、約8億円の賠償金が支払われた。

なお、森林を含む事業用の不動産等の賠償については、平成24年7月に経済産業省が取りまとめた「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」において、適切な評価方法について継続して検討することとされた。

表31 (参考) 東日本大震災による林野関係被害

(単位：被害額 百万円)

林地荒廃		治山施設		林道施設等		森林被害		木材加工・流通施設		特用林産施設等		合 計	
箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	面積 (ha)	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額
458	34,580	275	126,211	2,632	4,164	1,065	960	115	46,697	476	2,923	3,956	215,535

*平成24年3月現在

*四捨五入のため合計額の数値が一致しない場合がある